

発議第4号

令和8年6月24日

木津川市議会議長 柴田 はすみ 様

提出者 木津川市議会議員 福井 平和
賛成者 木津川市議会議員 大角 久典

武器輸出について憲法の平和主義並びに国連憲章に基づく
厳格な運用を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1
項の規定により、別紙のとおり提出します。

武器輸出について憲法の平和主義並びに国連憲章に基づく
厳格な運用を求める意見書（案）

政府は、武器輸出に関するルールである「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、輸出を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘分野の5類型に限定してきた枠組みを撤廃し、ミサイルや戦闘機、護衛艦、潜水艦などの殺傷能力のある武器輸出も原則可能としました。平和国家としてのあり方に関わる歴史的な政策の大転換であるにもかかわらず、国会での議論を経ずに閣議決定をした政府の姿勢は国民不在と言わざるを得ません。

日本を取り巻く安全保障環境は近年厳しさを増しています。完成品の移転は地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧であることや、国会の関与が輸出決定後の事後通知にとどまることなど、輸出に関する歯止めが不十分となっている点も問題です。

よって、国及び政府に対し、以下の事項に取り組むよう強く求めます。

記

- 1 憲法の平和主義の理念と国連憲章の遵守を堅持し、「国際紛争を助長することになること、あるいは国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上で武器を輸出することは、平和的生存権を保障するという憲法の本質に反する」との歴代政府が積み上げてきた政府見解を堅持しつつ、その整合性について説明責任を果たすこと。
- 2 防衛装備移転の拡大が、東アジアの軍拡競争を助長し、これまで築きあげてきた「平和国家」としての日本の信頼を損なうことがないように、多角的な外交シミュレーションを実施し、平和外交への影響評価と国際的信頼の堅持に努めること。
- 3 5類型を撤廃することは、より広範な防衛装備移転へと目的が拡大・変容するものであることから、その正当性と必要性について、国会の場において国民に明確に説明すること。
- 4 武力紛争当事国への移転については、移転先国家が武力行使を行っている場合には例外を認めず、憲法の平和主義並びに国際法上の適法性を担保するための具体的な基準をあらかじめ策定・公表するとともに、「紛争当事国」を厳格に定義すること。
- 5 一定の金額を超える案件については、国会への事前通知を義務化し、反対決議がないことを移転の条件とすることを含め検討を行うこと。
- 6 目的外使用を阻止するための監視体制を一段と強化するとともに、移転判断の根拠やプロセスを可能な限り可視化し、事後的な検証を可能にする情報公開の仕組みを整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月24日

木津川市議会議長 柴田 はすみ

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官